

気候変動適応関東広域協議会 設置要綱

制定 平成31年2月14日
改定 令和2年10月23日

(目的及び設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第14条第1項の規定により、関東地域における広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応関東広域協議会（以下「関東広域協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 関東広域協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の気候変動適応に関する事項
- (2) 協議会の運営に関し必要な事項
- (3) その他

(構成)

第3条 関東広域協議会は、別紙に掲げる地方環境事務所その他国の行政機関、都県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他気候変動適応に關係を有する者（以下、「構成員」という。）で構成する。

- 2 協議会に、アドバイザーを置くことができる。
- 3 協議会には必要に応じて、その他の関係者を参加させることができる。

(議長)

第4条 関東広域協議会には議長を置く。

- (1) 議長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- (2) 議長に事故あるときは、あらかじめその指名する構成員が代理する。

(分科会等)

第5条 協議会には、必要に応じ分科会等を設けることができる。

- (1) 分科会等の設置は、その目的、設置期間等を構成員及びアドバイザーで協議した後、構成員の合意により行う。
- (2) 分科会等には、座長を置き、会議等の進行及び協議会への報告を行う。
- (3) 分科会等は設置期間の満了又は構成員の協議により、設置を終了する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、関東地方環境事務所環境対策課において処理する。

2 分科会等の庶務については、別途協議する。

(協議会の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とするが、協議会の構成員が公開を望まないものやその他公開を差し控えるものについては、非公開とする。

附則

本要綱は、平成31年2月14日より、これを施行する。

附則

この改正は、令和2年10月23日から施行する。